3　基本訓練及び実技講習

(一)　船舶所有者は、船員と雇入契約（特定雇入契約を除く。）を締結したときは、当該船員について、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練をいう。以下同じ。）を実施し、これを修了した船員に対し、その旨の証明書を交付しなければならないこと等とした。（第八一条の二関係）

(二)　船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、当該船員に、生存技術及び消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習を受けさせなければならないこと等とした。（第八一条の三及び第八一条の五関係）

4　船舶所有者は、快適な海上労働環境を形成するように努めなければならないこととし、国土交通大臣は、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること等とした。（第八三条の二〇及び第八三条の二一関係）

5　年齢一八年未満の者を船員として使用しようとするときの国土交通大臣による認証を受ける方法を船員手帳に限らないこととした。また、国土交通大臣は、航海当直、危険物若しくは有害物の取扱いに関する業務の管理又は海域の特性に応じた運航に関する業務の管理をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、証書を交付すること等とした。（第八五条及び第一一七条の二～第一一七条の四関係）

6　海上労働証書の交付に係る要件に、船員について基本訓練が実施されていること等を追加することとした。（第一〇〇条の三関係）

7　国土交通大臣は、その職員に、漁ろうに従事する日本船舶以外の船舶であって国土交通省令で定めるものに立ち入り、当該船舶の乗組員が千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「漁船員条約」という。）に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施しているかどうか等について検査を行わせることができることとした。（第一二〇条の三関係）

二　船員職業安定法の一部改正関係

1　「船員募集情報提供事業」とは、船員の募集を行う者等の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者等に提供すること等を業として行うことをいうこと等とした。（第六条関係）

2　地方運輸局長等は、広告等により求人等に関する情報等を提供するときは、当該情報等について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととし、広告等により当該情報等を提供するときは、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないこと等とした。（第一八条、第三二条の五、第四二条、第四八条、第四九条及び第五二条関係）

3　地方運輸局長等は、船員職業紹介に係るあっせんをするときは、当該あっせんに係る求職者の海技免許の取得の有無等を求人者に通知しなければならないこととした。（第二〇条、第三二条の五及び第四二条関係）

4　地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとし、特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならないこと等とした。（第三二条～第三二条の四関係）

三　船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正関係

1　国土交通大臣は、海技士（航海）に係る海技免許を行う場合においては、漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（以下「特定漁船」という。）であるか否かの別等ごとに、乗船履歴に応じ、船舶職員の職についての限定をすることができることとした。（第五条関係）

2　船舶所有者は、特定漁船には、一定の要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならないこととした。（第一八条関係）

3　漁船員条約の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航等に関する資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けたものは、船舶職員になることができること等とした。（第二二条の三関係）

4　国土交通大臣は、その職員に、本邦の港にある漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶に立ち入り、当該船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書等を受有しているかどうか等について検査を行わせることができることとした。（第二九条の三関係）

四　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（法律第三三号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法の一部改正関係

1　個人事業者等に対する安全衛生対策

(一)　個人事業者の定義

事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けることとした。（第三一条の三第一項関係）

(二)　注文者等が講ずべき措置

(1)　建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(2)　厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができることとした。（第九条関係）

(3)　特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときとしていたのを改め、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者のほか、労働者以外の作業従事者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとした。（第一五条第一項及び第三項関係）

(4)　建設業に属する事業の元方事業者等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない場合について、(3)と同様の改正を行うこととした。（第一五条の三関係）

(5)　建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、救護に関し必要な措置を講じなければならないこととし、当該仕事が数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、当該措置を講じなければならないこととした。（第二五条の二第一項並びに第三〇条の三第一項及び第四項関係）

(6)　元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、当該者がこれらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないこととし、当該者は当該指示に従わなければならないこととした。（第二九条関係）

(7)　建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第二九条の二関係）